

国家公務員宿舎の削減計画のポイント

宿舎戸数と削減幅

- 国家公務員宿舎は真に公務のために必要な宿舎に限定し、主として福利厚生（生活支援）目的のものは認めない。
- 宿舎に入居することが認められる職員の類型について新たな検証を行うとともに、各省庁が宿舎戸数を精査した結果、必要戸数は約 16.3 万戸（別紙参照）。このため、今後 5 年を目途に、約 21.8 万戸から、5.6 万戸（25.5%）程度の削減を行う。

宿舎廃止方針

- 千代田、中央、港 3 区に所在する宿舎は、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
- その他の都心（概ね山手線内）に所在する宿舎のうち、今後 5 年間で築年数が 40 年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものは、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
- 上記の地域以外に所在する宿舎については、上記の削減幅を実現するため、今後 5 年間で築年数が 40 年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものにつき、効率性、規模、通勤時間等を勘案し、廃止宿舎の選定を行う。
- これらの方針に基づき、現時点で廃止することを決定した宿舎は、全国で 2,393 住宅。

集中復興期間の 5 年間ににおけるその他の宿舎に係る方針

- 東日本大震災の集中復興期間に当たる 5 年間に、宿舎廃止方針に基づき直ちに廃止に該当しない宿舎についても、老朽化し耐震性等に問題があるものについては、上記の削減幅を実現するため、以下の方針に基づき、今後 1 年以内を目途に、個別に検討を行う。
- コスト比較等を行うことによって、極力、耐震改修等に対応し、できる限り、建替を抑制。建替（集約化）を行う場合においても、従来宿舎が存在しなかった土地において新規に宿舎を建設することは原則行わずに、最低限の現地建替を行う。

その他

- 今後、幹部用宿舎（e 規格）の建設は行わない。
- 朝霞住宅及び方南町住宅については建設を中止。
- 宿舎跡地の売却等により捻出される財源は、概算すると、約 700 億円。個別検討の結果更なる廃止宿舎が決定されれば、上記金額を上回ることが考えられる。
- 宿舎使用料（駐車場の使用料を含む。）については、宿舎の建設等に係る支出を賄えるよう引上げを行う。具体的な引上げ幅については、宿舎関連歳入・歳出への影響等を踏まえ決定。
- 東日本大震災等の被災者の方に提供されている宿舎については、継続使用し、必要に応じ、追加の提供を行う。

宿舎に入居することが認められる職員の類型と必要戸数

区 分	必要戸数 (万戸)
① 離島、山間へき地に勤務する職員 (例：自然保護官事務所職員、ダム管理所職員)	約 0. 2
② 頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員 (例：司法関係職員、国税職員)	約 5. 2
③ 居住場所が官署の近接地に制限されている職員 (例：刑務官、自衛官)	約 1. 3
④ 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画（BCP）等に基づき緊急参集する必要がある職員	約 8. 3
⑤ 国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員	約 1. 2
合 計	約 16. 3

(注) それぞれの区分には、国から移行した独立行政法人の職員（例：試験研究機関の職員）及びその必要戸数（0. 4万戸）が含まれる。